

令和6年度 税制改正（国税）等について

主税局総務課 税制企画室長 阿部 敦壽

令和6年度税制改正、扶養控除等の見直し及び防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年12月14日に「令和6年度税制改正大綱」が与党にて決定され、同年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」（以下、政府大綱）が閣議決定された。

本稿においては、政府大綱を中心に説明したい。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1. 令和6年度税制改正の基本的考え方等

国際的な産業構造の転換を加速させたコロナ禍や、世界の分断を深めているロシアのウクライナ侵略・中東情勢の緊迫化といった大きな時代の転換点にある中で、日本経済は四半世紀続いたデフレからの脱却に向けて、30年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、明らかに動き始めた。デフレ脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを逃さぬよう、この動きを止めることなく、より多くの方が享受できるようにさらに拡げていく必要がある。

以上の現状認識を踏まえ、令和6年度税制改正においては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中

小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長等を行う。具体的な改正内容等は、2. ～6. のとおりである。

また、扶養控除等の見直しについては7. に、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については8. に、政府大綱で決定した内容を記述する。

2. 構造的な賃上げの実現

（1）所得税・個人住民税の定額減税

デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施することとする。ただし、合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする。（資料1）

（2）賃上げ促進税制の強化

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡げ、効果を深めるため、以下のように賃上げ促進税制を強化し、適用期限を3年間延長する。（資料2）

- ・ 大企業に対しては、継続雇用者の給与等支給額の3%以上増加との現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の4%

資料1

所得税の定額減税（案）

- デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税の減税を実施
- 減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円（住民税は1万円）
- 合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者は、減税の対象外

給与所得者に対する実施

- ・ 6月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税

公的年金受給者に対する実施

- ・ 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、6月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 原則として確定申告で減税
- ・ 予定納税対象者については、6月の第1回予定納税の通知の機会に減税

- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ✓ 減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

資料2

賃上げ促進税制の改正（案）

「大企業」(見直し後)

従前の「大企業」約2.1万社 (全体の0.7%)

従業員 2,000人

1割

中堅企業

資本金 1億円

9割

中小企業

約284万社 (全体の99.3%)

改正案					現行			
継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	10%			20%	+3%	15%		20%
+4%	15%			25%	+4%	25%		30%
+5%	20%	+5%	+5%	30%	-	-	+5%	-
+7%	25%			35%	-	-		-

* プラチナくるみん or プラチナえるぼし

継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	10%			20%	+3%	15%		20%
+4%	25%	+5%	+5%	35%	+4%	25%	+5%	30%

* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

全雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
+1.5%	15%			30%	+1.5%	15%		25%
+2.5%	30%	+10%	+5%	45%	+2.5%	30%	+10%	40%

* くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

人への投資

教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設。

- ※ 控除上限：当期の法人税額の20%
- ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- ※ 適用期限を3年延長

※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

- に加え、5%、さらには7%の賃上げを促していく。
 - 従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業を新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行しやすい環境を整備する。
 - 中小企業においては、本税制をより使いやすいため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった額を5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。
 - 「人への投資」の観点から、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件を緩和し、活用を促進することとする。
 - 子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率を5%上乗せする。
- 以上により、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企

業・中堅企業については現行の30%から35%に、中小企業については現行の40%から45%に引き上がる。

(3) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

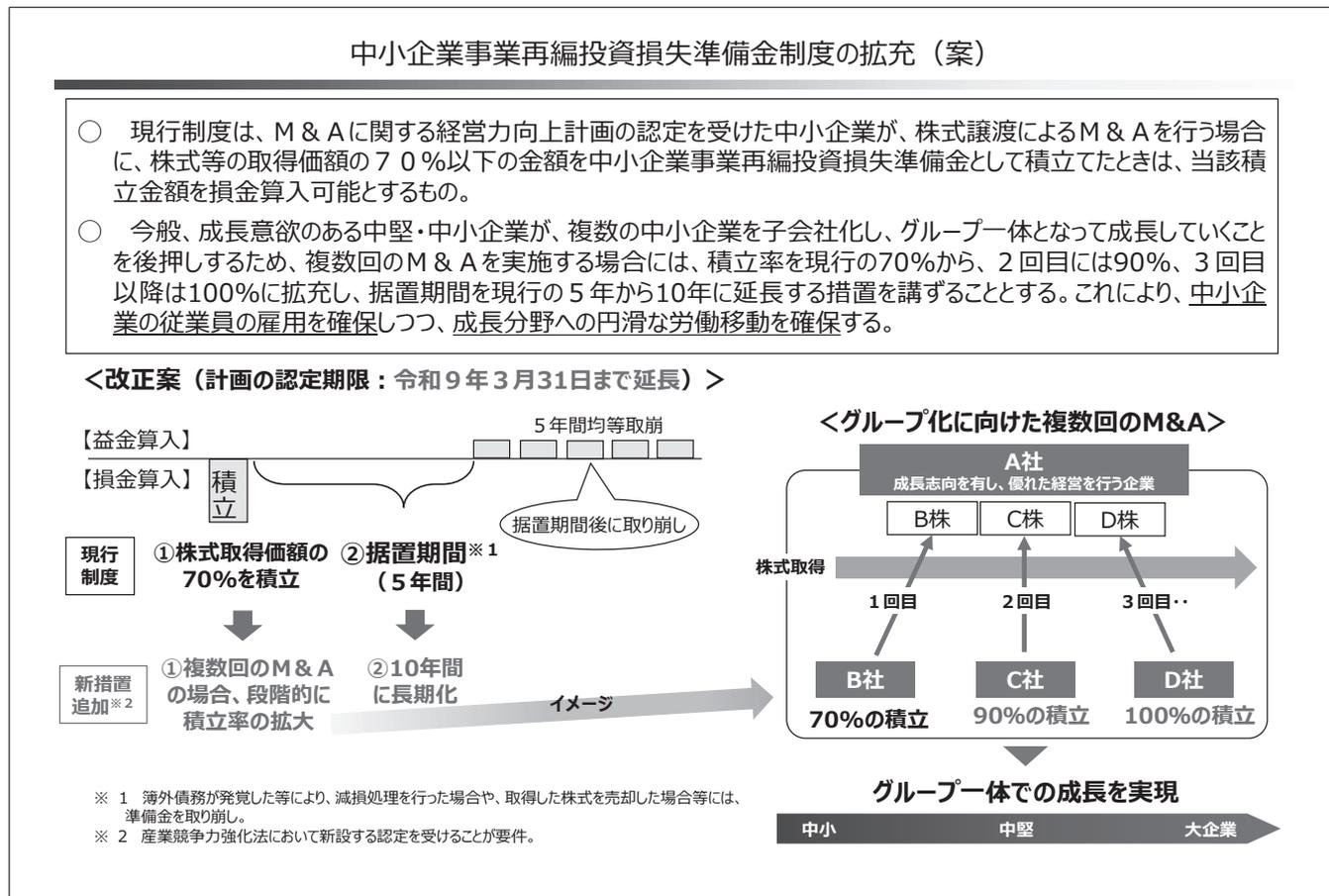
多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となるとの認識の下、成長意欲のある中堅・中小企業が複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する。(資料3)

3. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設

GX、DX、経済安全保障という戦略分野において、民間として事業採算性に乗りにくいのが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを

資料3



対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設する。具体的な対象物資は、電気自動車等、グリーンスチール^(注1)、グリーンケミカル^(注2)、SAF（持続可能な航空燃料）、半導体とし、物資毎に単価を設定する。措置期間を通じた控除上限は既設の建屋等を含む生産設備全体の額とするほか、各年度の控除上限を当期の法人税額の40%（半導体については当期の法人税額の20%）とする。本税制の対象の大宗を占めるGX分野に該当する物資に係る措置については、GX経済移行債を活用して財源を確保することとしており、こうした特殊性を踏まえ、令和8年度末までに受けた事業計画認定から10年間という極めて長期の措置とした上で、4年間（半導体は3年間）の税額控除の繰越期間を設ける。なお、本税制の効果を高めるための措置として、適用に当たっては、一定の賃上げ・設備投資を行っていることを要件とする。（資料4）

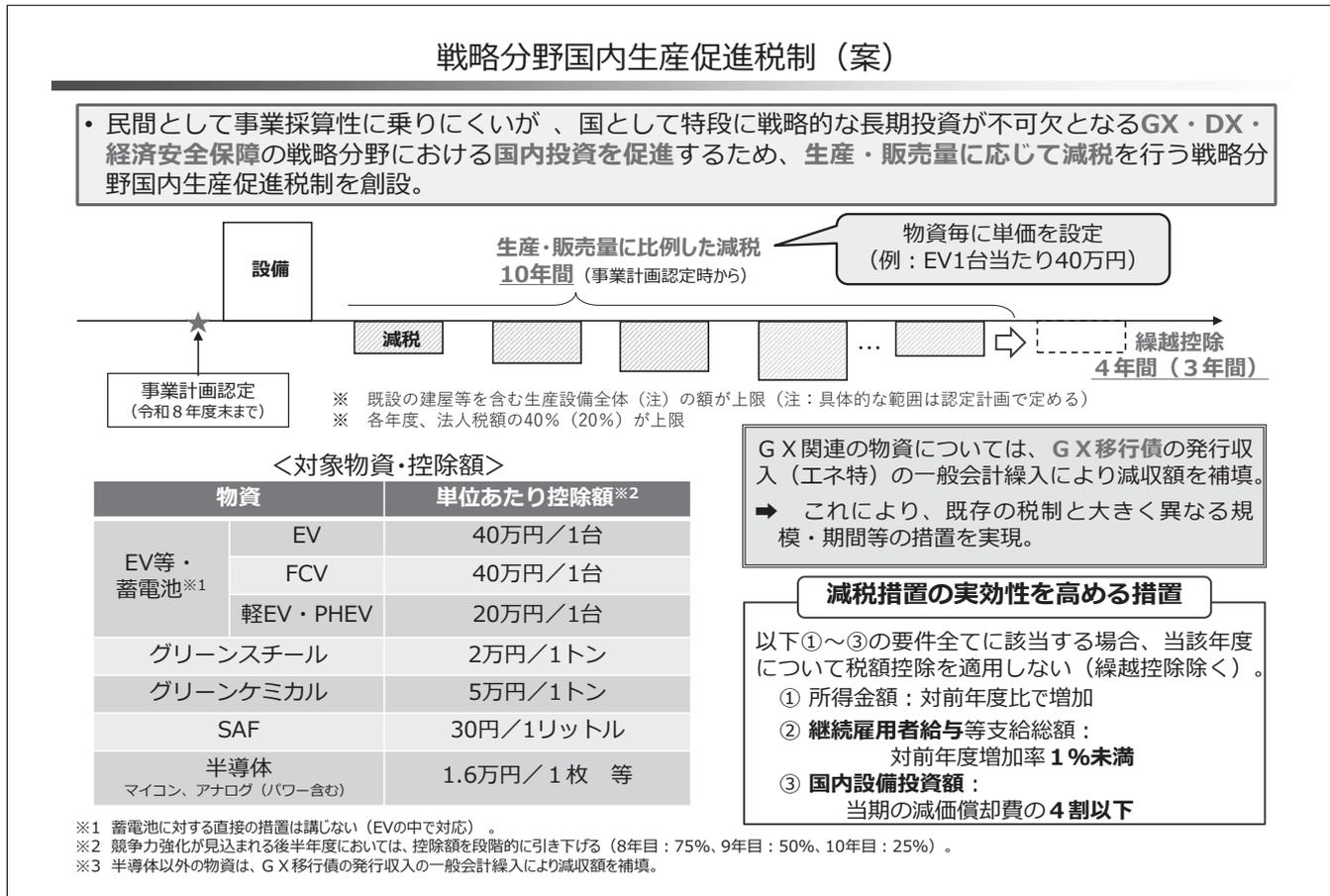
(注1) 生産プロセスを従来の高炉・転炉から電炉などへ転換することにより、生産時のCO2排出量を大幅に削減した鉄鋼製品

(注2) 原料を従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）へ転換することにより生産される化学品

(2) イノベーションボックス税制の創設

利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しすることが喫緊の課題となっていることから、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設する。具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を認める制度を設けることとし、措置期間は令和7年4月1日から7年間とする。G7ではフランス、イギリスに次ぐ3番目に創設された税制であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていく。（資料5）

資料4



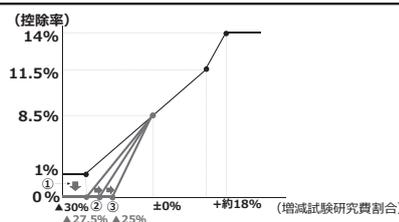
イノベーションボックス税制（案）

- 研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権から生じる一定の所得について、所得控除を行う。
 - 対象知的財産：特許権、AI関連のプログラムの著作権（令和6年4月1日以降に取得したもの）
 - 対象所得：譲渡所得、ライセンス所得（海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く）
 - 所得控除率：30%
 - 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- イノベーションボックス税制の創設は、G7ではフランス（2001年）、イギリス（2013年）に次ぐ3番目であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていく。



減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に引下げ（①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）。



(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

スタートアップはイノベーションを生み出す主体として、生産性向上を通じて、日本経済の潜在成長率を高める重要な存在である一方で、全体として資金や人材面で課題を抱えており、そうした課題への対応を後押ししていく必要がある。その際、課題や措置の必要性等がスタートアップのステージ毎に異なる点に留意し、ステージ毎のきめ細やかでメリハリの利いた対応を行うことが重要であり、特に資金調達に係る措置については、各ステージのリスクに応じた優遇措置とする必要がある。こうした考え方の下、昨年度の税制改正に引き続き、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための税制措置を講ずる。（資料6）

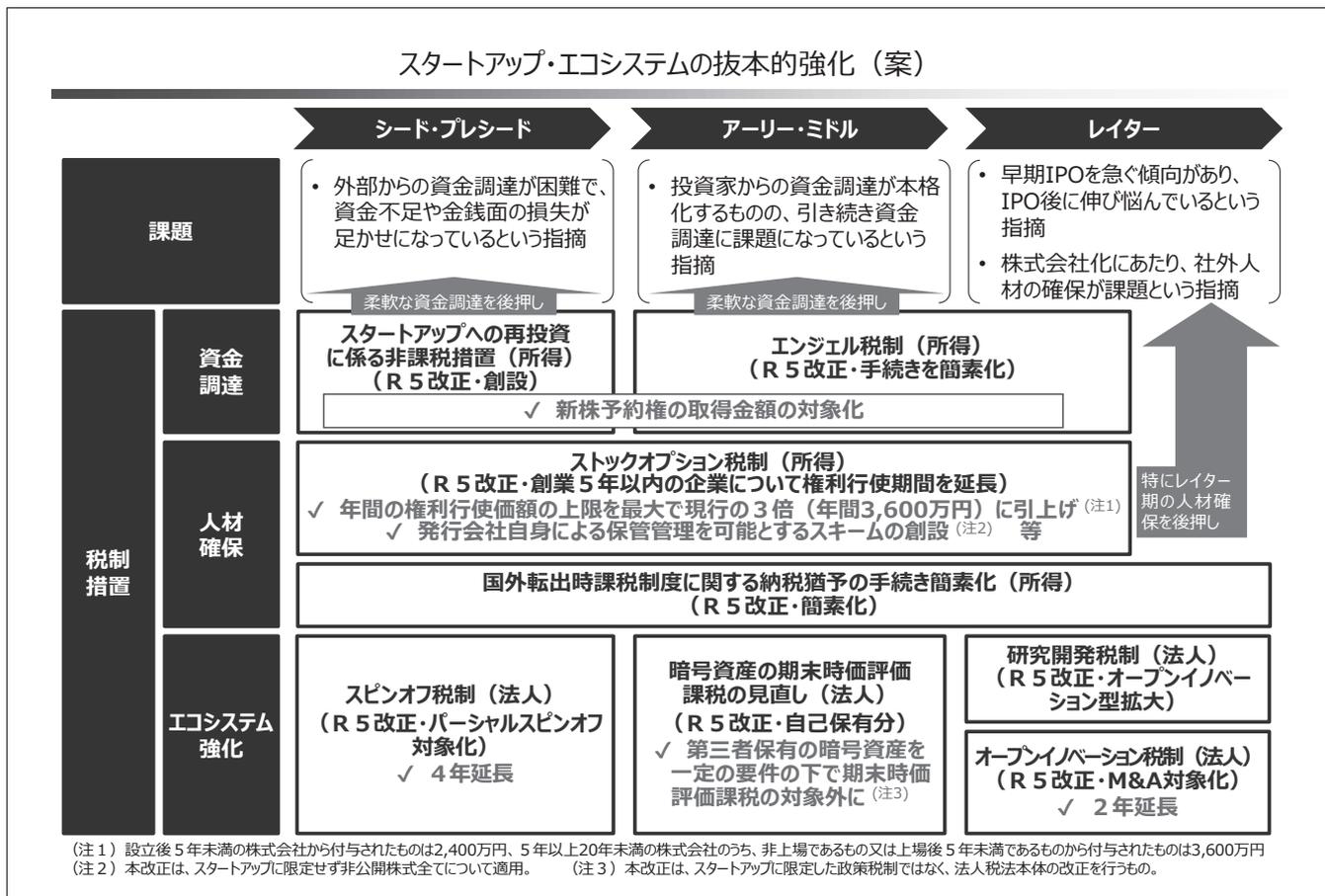
- ストックオプション税制について、スタートアップが付与したものに対する年間権利行使価額の限度額を最大で現行の3倍となる3,600万円に引き上げるとともに、従来の証券会社等による株式管理スキームに加えて発行会社自身による株式管理スキームを創設し、さらに社外高度人材への付与要件の緩和・

認定手続の軽減を行う等により制度の拡充を図る。

- オープンイノベーション促進税制は、株式取得の一定額の所得控除を認める極めて異例の措置であるが、現在、「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日決定）」が始まったばかりの時期であることに鑑み、現在のままの形で、本税制の適用期限を2年延長する。
- スタートアップ創出促進の観点から、令和5年度税制改正により創設された親法人の持分を一部残すスピノフを適格株式分配とする制度について、認定計画の公表時期を見直すとともに、計画の認定要件の見直しを行った上、適用期限を4年延長する。
- 発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価課税の対象外とする（スタートアップ以外も同様）。

資料6

特集



4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 子育て支援に関する政策税制

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制として、以下の事項について令和7年度税制改正において検討し、結論を得る。ただし、住宅ローン控除及び住宅リフォーム税制については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。（資料7）

- 住宅ローン控除について、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額を、新築等の認定住宅について500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅について1,000万円上乗せする。また、新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40m²に緩和する。

- 住宅リフォーム税制について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。
- 生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、一般枠（遺族保障）の現行の適用限度額（4万円）に対して2万円を上乗せする。

(2) 暗号資産等報告枠組み

分散型台帳技術を使用する暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、令和4年、OECDにおいて策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備する。暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、令和8年1月1日から適用を開始した上で、令和9年から情報交換を開始する。（資料8）

資料7

子育て支援に関する政策税制について

- 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、以下の①から③について、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。
- ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。
 また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。
 東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。
 なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世帯の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。
 なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。
 また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

資料8

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等（案）

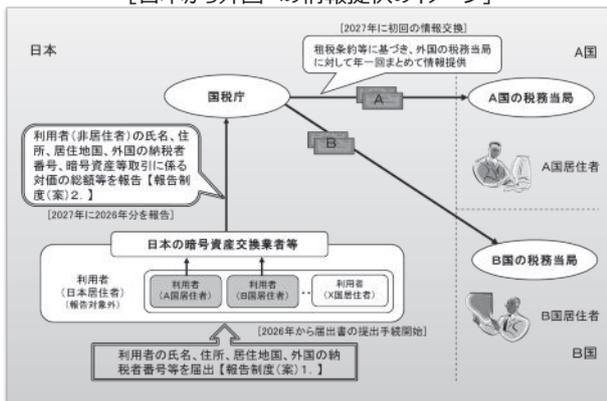
「OECD、G20での議論」

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年、OECDは、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（Crypto-Asset Reporting Framework;「CARF」）を策定し、承認・公表。
 （※）併せて、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS）についても、報告事項を拡充する等の改訂を承認・公表。
- 2023年、G20首脳宣言が、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（「GF」;170か国が参加するOECDの関連組織）」に対し、2027年の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請。

「上記議論を受けた日本の対応」

- 暗号資産交換業者等による、非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備する。
 （※）併せて、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS）についても、所要の整備を行う。
- 暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、2024年立法→2026年施行→2027年情報交換開始（2026年分の取引情報）のスケジュールとする。

【日本から外国への情報提供のイメージ】



【報告制度（案）】

1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地域等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
 2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地域とする暗号資産等取引実施者の取引情報等を国税庁に報告
 3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
 - (1) 暗号資産等取引実施者の居住地域の特定に関する記録の作成・保存義務
 - (2) 罰則（届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告等）等
 4. 令和8年（2026年）1月1日から適用
- （注）暗号資産交換業者等から報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。

(3) プラットフォーム課税

デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっていることに対し、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、諸外国と同様に、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）を導入する。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者とし、令和7年4月1日から適用する。（資料9）

5. 地域・中小企業の活性化等

(1) 交際費等から除外される飲食費に係る見直し

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げる。（資料10）

(2) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

法人版事業承継税制は、平成30年1月から令和9年12月までの10年間の特例措置として、令和6年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。（資料11）

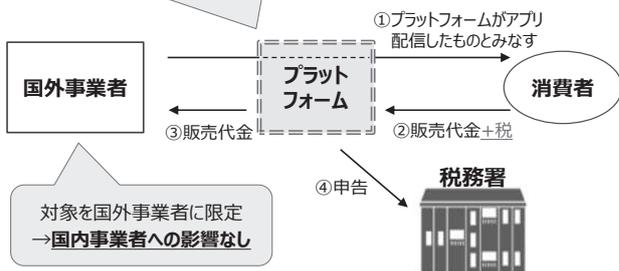
資料9

国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税の導入（案）

- 内外のイコールフットリングや課税の公平性を確保する観点から、既に世界の多くの国で導入されている制度である「**プラットフォーム課税**」を日本においても導入する。
- 本制度の対象となったプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなされ、そのデジタルサービスに係る消費税について、**国外事業者に代わり納税義務が課されること**となる。
- その上で、本制度が執行管轄権の及ばない国外事業者に対する適正な課税を念頭に置いたものであることや、税務当局の目の行き届く国内事業者に与える影響等を考慮し、**本制度の対象を国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスに限ること**とする（リバースチャージの対象となる事業者向け電気通信利用役務の提供は対象外）。
- また、本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする**。

（注）令和7年4月1日から適用。

対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のPFに限定
→本基準により、**国外事業者が行うデジタルサービスの大半が対象になると見込まれる**とともに、高い税務コンプライアンスにより、**適正な課税の確保が見込まれる**



（参考）諸外国におけるPF課税の導入状況

- PF課税 導入の有無が確認できた85か国中
- ■ 導入済み（全事業者対象） … 63か国（74%）
 - ■ 導入済み（国外事業者のみ対象） … 19か国（22%）
 - ■ 未導入 … 3か国（4%）

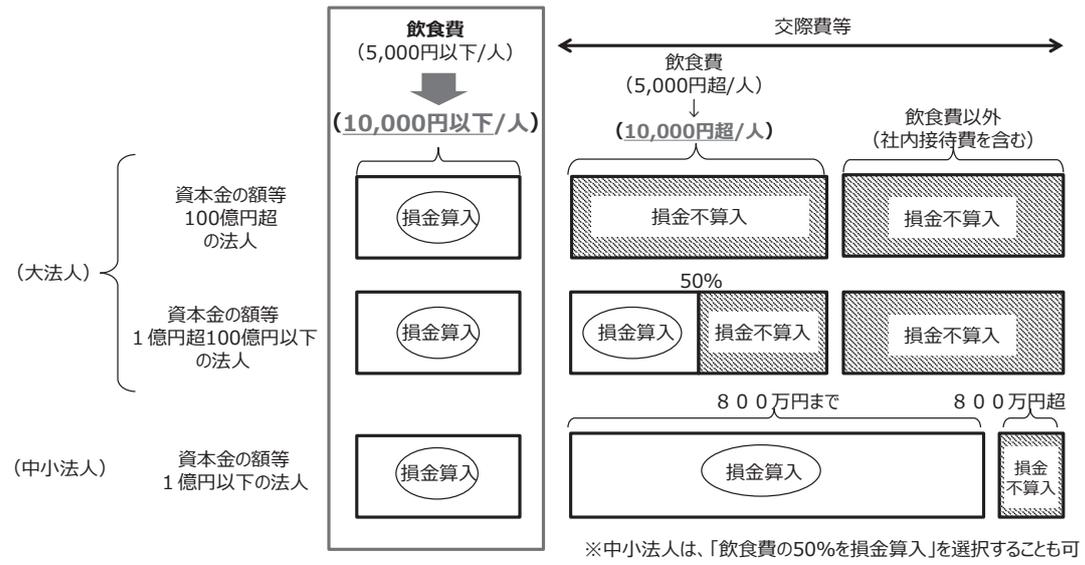


※各プラットフォームの公表情報により確認（白抜きは未確認）

資料10

交際費等から除外される飲食費に係る見直し（案）

- 交際費等は損金不算入とされているが、平成18年度税制改正により、会議費相当とされる一人5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入されている。
- 今般、会議費の実態等を踏まえ、5,000円以下とされていた飲食費の金額基準について、10,000円以下まで引き上げることとされた。



資料11

法人版事業承継税制における一般措置と特例措置の要件一覧

事業承継税制の要件		
【一般措置】		【特例措置】
適用期限：なし		適用期限：H30～R9末までの10年間限り
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継人数	1人	最大3人
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合も可)
その他	—	特例承継計画の提出期限 ：令和6年3月末 ⇒【改正案】令和8年3月末

6. 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でのデジタル化が急速に進展する中で、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、電子申告等の手続の簡素化や処分通知等の電子交付の拡充、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等を講ずる。(資料12)

(2) 課税・徴収関係の整備・適正化

誠実に納税を行う納税者の税に対する公平感を損なうことがないように、近年見られる新たな事例に対応していくため、納税者が申告後に税額の減額を求めることができる更正の請求において、隠蔽・仮装が行われているものの、現行制度上、重加算税が課されない事例が把握されていることを踏まえ、重加算税制度の整備を行い、令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。また、法人の代表者等

が不正申告を行い、法人の財産を散逸させて納税義務を免れる事例等が把握されていることを踏まえ、不正申告を行った法人の代表者等に対する徴収手続の整備等を講じ、令和7年1月1日以後適用する。(資料13)

(3) 外国人旅行者向け免税制度の見直し

観光立国の実現に向けて、外国人旅行者向け免税制度の活用を推進していくことが肝要である一方で、足下では多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例等が多発している。こうした不正を排除しつつ、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とする。実務的には、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとなる。新制度の検討に当たっては、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。(資料14)

資料12

GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上（案）

【現行】

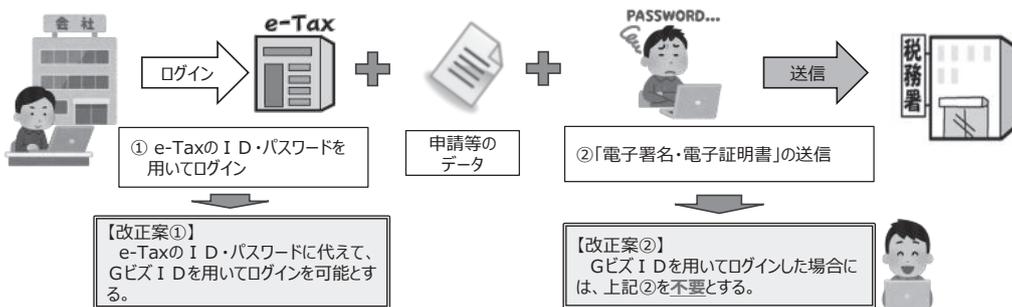
e-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」を入力して、「電子署名・電子証明書」を付して送信しなければならないこととされている。

【改正案】

GビズID利用者の利便性の向上に資する観点から、所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いて、e-Taxにログインをする場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととする。

	ログイン方法	e-TaxのID・パスワード	電子署名・電子証明書
法人ユーザー	原則	要	要
	GビズID	要 ⇒ 不要	要 ⇒ 不要

【GビズIDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



(注) 国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

資料 13

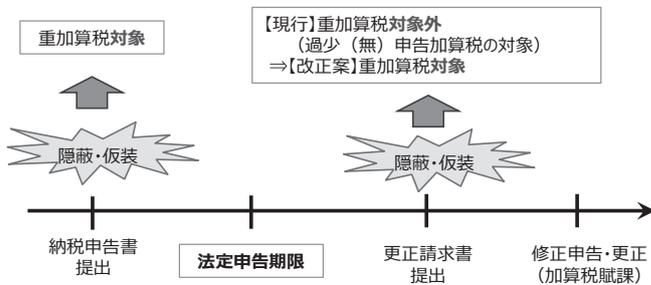
更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備（案）

【現行制度・課題等】

- 隠蔽・仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。
（注）重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後1年以上経過後に更正等があった場合でも、1年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であっても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」が「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、隠蔽・仮装行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る隠蔽・仮装行為を未然に抑止する必要。

【改正案】

- 隠蔽・仮装したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。
（注1）上記の隠蔽・仮装したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間が適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。
 （注2）令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



（参考1）更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移（単位：千件）

事務年度	H22.7 ～H23.6	H30.7 ～H31.6	R3.7 ～R4.6
更正の請求 処理件数	294	409	413
実地調査 件数※	411	318	135

※ 実地調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。
 （出所）更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

（参考2）平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が5年（改正前：1年）に延長されている。

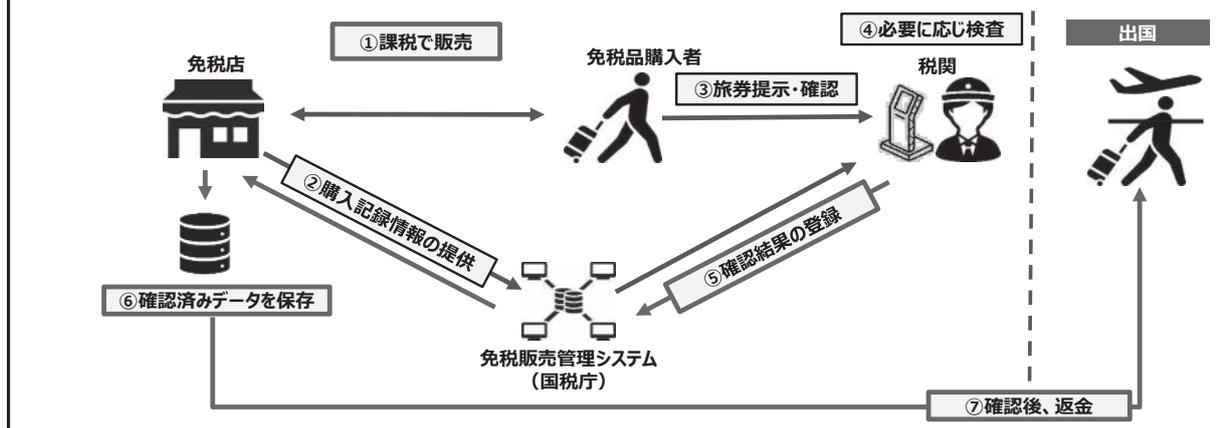
資料 14

外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性

- 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性の向上を図ることによって、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- 他方で、免税品の横流し等の不正事例は後を絶たず、出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっており、制度の不正利用は看過できない状況。また、免税店にとっても税務リスクを抱えながら免税販売を行うことが業務負担となっている。
- こうした実態を踏まえ、早急に制度の抜本的な見直しを行う必要がある。具体的には、出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する制度（下図）に見直す。
- 検討にあたっては、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減、空港での混雑防止等にも十分留意することとし、令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得ることを目指す。

持ち出し確認方式 具体的フロー（案）

※ 赤字が変更・追加部分



7. 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の

35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

8. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、たばこ税については、加熱式たばこ紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円/1本相当の財源を確保することとする。

あわせて、令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。